

人間文化研究機構契約事務取扱規則第20条に基づく低入札価格調査実施要領

〔平成24年11月1日〕
機 構 長 裁 定

平成25年6月3日改正
令和元年10月23日改正
令和4年 7月25日改正

(目的)

第1条 この要領は予定価格1000万円以上の工事について、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約事務取扱規則（以下「規則」という。）第20条に基づく、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対して行う低入札価格調査について、必要な事項を定める。

(最低基準価格)

第2条 最低基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 1 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合
 - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合
 - 公共建築工事積算基準（統一基準）（以下「統一基準」という。）における直接工事費は、1における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されている。
そのため、統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を1に

おける直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を1における現場管理費として、1を適用する。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、①一般工事（②に該当する工事を除くもの。）については、統一基準における直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とし、②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

なお、この場合の規則第20条に定める基準は、次に掲げる額と当該消費税等相当額の合計額を下回る入札価格であった場合とする。

① 一般工事の場合（②の場合を除く。）

- イ 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

② 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合

- イ 直接工事費の額に10分の9.56を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

（保留）

第3条 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札を保留とし調査を実施する。

（低入札価格調査）

第4条 低入札価格調査においては、次の内容により、入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況

- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

（特別重点調査）

第5条 工事費（消費税等相当額を含む）の予定価格が2億円以上で、特別重点調査を行うことを入札公告等に記載している工事の低入札価格調査対象者のうち、次の①又は②に掲げる者に対しては、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施する。

- ① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき、工事費の積算を行った工事の請負契約の場合において以下に該当する者

その者の申込みに係る価格の積算内訳（以下「低入札者内訳」という。）である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳（以下「発注者内訳」という。）である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

- ② 統一基準に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合において以下に該当する者

統一基準における直接工事費は、①における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）により構成されているため、低入札者内訳における直接工事費及び現場管理費を（イ）により調整し、発注者内訳における直接工事費及び現場管理費を（ロ）により調整した後、低入札内訳である①の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、発注者内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者。

- （イ）低入札者内訳の調整

一般工事（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事を除く。）については、低入札者内訳における直接工事費（以下「直接工事費（提出内訳）」という。）から直接工事費（提出内訳）に10分の1を乗じた額（現場管

理費相当額)を減じた額を①における直接工事費とし、低入札者内訳における現場管理費に直接工事費(提出内訳)に10分の1を乗じた額を加えた額を①における現場管理費とする。

また、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、直接工事費(提出内訳)から直接工事費(提出内訳)に10分の2を乗じた額(現場管理費相当額)を減じた額を①における直接工事費とし、低入札者内訳における現場管理費に直接工事費(提出内訳)に10分の2を乗じた額を加えた額を①における現場管理費とする。

(ロ) 発注者内訳の調整

統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を①における発注者内訳の直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を①における発注者内訳の現場管理費とする。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、一般工事(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事を除く。)については、統一基準における直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

なお、本調整は、特別重点調査の実施の可否を判定する際に限るものであり、特別重点調査の実施に当たり第6条により提出される資料と発注者内訳を比較等する際は行わないものとする。

また、特別重点調査の実施の可否を判断するために発注者へ提出する低入札者内訳は統一基準に基づき作成しなければならない。

(調査要領)

第6条 第5条に定める特別重点調査の対象者は、原則として特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次の資料を、「大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成し提出する。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 下請予定業者
- (4) 配置予定技術者名簿
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入予定先一覧

- (9) 手持ち機械の状況
- (10) 機械リース元一覧
- (11) 労務者の確保計画
- (12) 工種別労務者配置計画
- (13) 建設副産物の搬出地
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）
- (22) 誓約書
- (23) 施工体制台帳
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

2 その他必要に応じ、上記以外の説明資料の提出を求めることができる。

3 特別重点調査の対象者は、第1項に掲げる資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

4 提出期限後の資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

5 資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。

6 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、第5条の基準に該当する複数の者について平行して行うことができる。この場合、調査対象者は、これに協力しなければならない。

7 第1項の資料を期限までに提出しない場合又は第5項の事情聴取に応じない場合な

ど特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、受注者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。

- 8 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることができる。
- 9 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 10 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、誓約書など関係情報の通報を行う。
また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 11 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、文部科学省工事請負契約規則別記1号工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月25日から施行する。